

CSV 経営研究会 会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、CSV 経営研究会（The Research Society for CSV Management）と称する。

（目的）

第2条 本会は、産官学融合の下、CSV(Creating Shared Value)経営の研究・教育・実践を通して、日本のみならず世界のウェルビーイングの向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

2. 研究会の開催
3. 研究成果の発信
4. その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

（事務局）

第4条 本会の事務局を大阪市住吉区（大阪公立大学経営学研究科内）に置く。

第2章 会員

（種別）

第5条 本会の会員は以下の通りとする。

2. 個人会員 本会の目的に賛同し入会した個人
3. 組織会員 本会の目的に賛同し入会した組織

（入会）

第6条 本会の目的に賛同し、本会の定める会則や規則に同意する者は原則誰でも入会することができる。ただし、以下の者は本会の会員になることはできない。

- ・ 暴力団等反社会的勢力及びこれに関係する者
 - ・ 本会において特定の政治的活動および宗教的活動を行うことを目的とする者
 - ・ 本会において営利活動を行うことを目的とする者
 - ・ その他、事務局で本会に不適切と判断された者
2. 会員として入会しようとする者は、所定の手続きに従って事務局に申し込むものとする。
 3. 入会を希望する者は、手続き上不備がなければ原則として入会を認めるものとする。

（会員）

第7条 会員は、本会が定める会則および会員規定を順守しなければならない。

（会費）

第8条 本会の会費は、当面の間、無料とする。

（会員資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員資格を喪失する。

- ・ 退会届のあったとき
- ・ 本人が死亡または失踪宣言を受けたとき
- ・ 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事務局の判断により除名することができる。

- ・ 会則に反したとき
- ・ 本会の運営を妨げたとき
- ・ 本会の他の会員に損害を与えたとき
- ・ 公序良俗に反する行為を行ったとき
- ・ その他、除名相当の理由があったとき

第3章 運営

(会員総会)

第12条 本会は、意思決定部門として会員総会を置く。

2. 会員総会は、会員から構成される。
3. 会員総会において、会員は、本会の会則等の規定の改変や事業の追加等、事務局が必要だと認める議案に関して決議する。
4. 会員総会は、必要に応じて事務局が召集する。
5. 会員総会の決議は、出席した会員の信任をもって行う。
6. 会員総会は、必要に応じてEメールもしくはその他の手段によって招集することができる。その際の議決は投票の形式をとり、返信がない場合は原則承認とみなす。

(事務局)

第13条 本会は、企画運営部門として事務局を置く。

2. 事務局は、当面の間、大阪公立大学経営学研究科 CSV 経営研究プログラムの教員から選出する。
3. 事務局は、研究会の企画および運営を行う。
4. 事務局は、必要に応じて会員に事務局業務の一部を委託することができる。

第4章 資産及び会計

(資産の管理及び報告)

第14条 本会は、会員から徴収した資産に関し、管理及び報告を行う。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

第 5 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 16 条 本会則の変更は、事務局の提案を受けて、会員総会の承認を経て行う。

(本会の解散)

第 17 条 本会の解散は、事務局の決議を経て、会員総会の出席者の 4 分の 3 以上の賛成をもって行うことができる。

第 6 章 補則

(細則)

第 18 条 その他、本会の運営上必要な事項に関しては、事務局の決議を経て行うものとする。

2024 年 12 月 1 日制定

附則

1. この会則は、2024 年 12 月 1 日より適用する。